

WEEKLY NEWS 第2640地区 和歌山東南ロータリークラブ 2011-2012年度

例会日：水曜日

第1・第2 夜間・18:30～

第3・第4・第5 昼間・12:30～

例会場：華月殿 和歌山市屋形町2-10

事務局：〒640-8215 和歌山市橋丁23
サイバーリンクスN-4ビル2階

TEL 073-423-3666 FAX 073-423-7200

http://www3.cypress.ne.jp/tonan-rotary.html

E-mail : a-rotary@coral.cypress.ne.jp

会長：溝落和作 幹事：籠田 弘

クラブ会報委員長：赤在依美 副委員長：郷間博敏



週報
通算1965回
5号



バンダラン科
多年草 開花期 10月～3月

本日の例会
8月24日(水)
12:30～華月殿

ロータリーソング：我等の生業
行事：脇坂ガバナー補佐を迎えて。
例会終了後 クラブ協議会

次回の例会
8月31日(水)
12:30～華月殿

行事：外部卓話
「健康と運動の関わりについて」
岸和田市立福祉総合センター健康管理室
室長 徳久貴男様

先週例会報告

ビジター 和歌山東RC:内畑瑛造様、和歌山北RC:山下茂男様

会場監督 中谷敬子

会長報告

溝落和作 会長



- クラブ定款・細則をわかりやすく見直すため、クラブ会員の法律専門家の辻本会員、谷口会員に委嘱させていただきます。検討をいただき、修正をお願いします。
- 8月17日(日)地区会長エレクト研修会に参加してきました。その中で、今年度地区資金(一人¥13,000)は徴収しないことに決まりましたので、報告します。クラブ細則第6条 第2節で会費は年額23万円と定められていますので、前期徴収分(¥6,500円)の返還、また後期(¥6,500)を徴収しない場合は、細則の変更が必要と思われるので、理事会で協議して皆様に報告させていただきます。
- 6月30日現在、2640地区クラブ会員は、100名以上減少しています。我がクラブは逆に会員が増えています。皆様に感謝です。
- 10月12日(水)の例会に、台北東南RCの皆様が出席しますとの連絡を受けています。訪問の目的は台北東南RC 35周年記念式典に参加要請にこられるものと思われます。日時・訪問人数等がわかり次第、皆様に連絡します。姉妹クラブ委員会、親睦委員会の皆様、よろしくお願い致します。

幹事報告

籠田 弘 幹事



- (1) 「月信」「アンコール小児病院からのレポート」を各テーブルに配布。ご覧ください!
- (2) 8月24日の例会時、脇坂ガバナー補佐が訪問されます。13時40分より、クラブ協議会を行います。役員・理事・各委員長・入会3年未満の方はご出席願います。
- (3) 9月30日(金) 和歌山中ロータリークラブとの合同例会を行います。
「場所：くろしお市場内」 その為に9月28日(水)の例会は変更されます。

ニコニコ箱

山田さち子会計



溝落君・残暑 きびしい中、例会に出席ありがとうございます。
神谷君・8月3日台中東北RCでメーキャップ出席してきました。平均年齢 約40歳で、日本語や英語のできる会員が大勢いました。
中曾君・9月の終わりに結婚することになりました。
ご本人お誕生日お祝い・土屋君、赤井君。
2010-11年度 皆出席会員表彰・釜中君。

米山記念奨学会

山田さち子会計

堀君・米山委員長 がんばってください。

ローリ-財団

山田さち子会計

溝落君・会長エレクト研修に参加してきました。
駒阪君・釜中様はじめ皆様 先日はお世話になりました。
堀君・財団委員長 がんばってください。

米山記念奨学会

山田さち子会計

保田君・毎日暑い日が続きますが、東北災害地の皆様、大変でしょうが頑張ってください。

＜ロータリアンの守るべき道＞

④卓話中 私語はつつしみ、スピーカーの話に耳を傾けましょう。

	ニコニコ	米山奨学会	ローリ-財団	東南育英会	東日本大震災 義援BOX
累計	583,006	48,000	148,000	5,000	10,000

出席報告	出席者	出席率
会員総数	51名 8/17	37名 74.00%
出席免除会員	2名 7/27	44名 88.00%

「尊厳死宣言と任意後見」 谷口 拓会員



尊厳死とは、回復の見込みのない末期状態の患者に対して、生命維持治療を差し控え又は中止し、人間としての尊厳を保たせつつ、死を迎えさせることをいいます。似て非なるものに安楽死（積極的安楽死）があります。

積極的安楽死とは、末期癌等により耐え難い苦痛を有する患者に対して、患者の求めに応じ、積極的にしにせしめることをいい、積極的安楽死については、刑法上殺人罪等の犯罪が成立する可能性が高いです（東海大学安楽死事件参照）。

他方尊厳死については、無理な延命治療を拒否するというものであります。

日本学術会議は、尊厳死容認のための条件として、1 医学的にみて、患者が回復不能の状態に陥っていること、2 意思能力ある状態で、患者が尊厳死の希望を明らかにしているか、患者の意思を確認できない場合、近親者など信頼しうる人の証言に基づくこと、3 延命医療中止は、担当医が行うことの3つの条件を挙げています。

このうち上記2に関して、患者が事前に意思能力のある状態で尊厳死の希望を明らかにする方法として、公正証書による尊厳死宣言があります。

尊厳死宣言の具体的内容としては、日本公証人連合会のホームページに書式がありますので、そちらを見れば分かりますが、概ね、以下のような内容となります。

すなわち①2名以上の医師により、自分の疾病が現在の医学では不治の状態に陥り既に死期が迫っていると判断された場合延命措置を一切行わないこと、②但し苦痛を和らげる処置は最大限実施して欲しいこと、麻薬などの副作用により死亡時期が早まってもよいこと、③この宣言は、宣言者の精神が健全な状態にあることにしたものであることの確認、④医師、家族がこの宣言に沿った行動をとったことにより、検察、警察による捜査、訴追の対象とならないことを望む といったものです。

尊厳死宣言の公正証書を作成するには、本人の印鑑証明書のほか、家族が尊厳死宣言を承諾しているという了解書（家族の署名、実印による押印（印鑑証明書添付）及び戸籍謄本が必要となります。

尊厳死宣言に関連して、尊厳死宣言の内容を具体的に実行してもらうために第三者にその旨託すという任意後見契約を締結する場合があります。

任意後見契約とは、将来自分の判断能力が不十分になったときに支援を受ける制度であり、即効型、将来型、移行型があります。

任意後見契約のなかで、尊厳死宣言を含むライフプランを記載しておき、実際に本人が危篤状態になった場合には、尊厳死宣言の実現を任意後見人に託し、医療行為の中で実現させていくという方法が考えられます。

いずれにしても尊厳死宣言は個人の死生観に関することであり、今後個人個人が考えていくべき問題であると思います。

ハイキング同好会

富士山登山 7月10日～11日



参加者（9名）

有本・釜中・酒井(釜中会員長女)・館会員
駒阪・寒川・中岡・松浦会員・渡辺(事務局)

